㈡　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度の創設

東日本大震災復興特別区域法の規定により同法の施行の日から平成二八年三月三一日までの間に同法の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が、その指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの一〇〇分の一〇相当額の特別税額控除ができることとする。ただし、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。なお、右記㈠の特別償却又は特別税額控除制度（第一〇条の二、第一七条の二及び第二五条の二）及び雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度（租税特別措置法第一〇条の六、第四二条の一二及び第六八条の一五の二）の適用を受ける事業年度においては、この制度を適用しない。（第一〇条の三、第一七条の三及び第二五条の三関係）

㈢　復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等の創設

東日本大震災復興特別区域法の規定により同法の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が、同法の施行の日から平成二八年三月三一日までの間に、その認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において開発研究用資産の取得等をして、その復興産業集積区域内において開発研究の用に供した場合には、その開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却ができることとする。また、開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、特別試験研究費の額に該当するものとみなして、試験研究を行った場合の特別税額控除制度及び試験研究を行った場合の特別税額控除の特例（租税特別措置法第一〇条、第一〇条の二、第四二条の四、第四二条の四の二、第六八条の九及び第六八条の九の二）を適用する。（第一〇条の五、第一七条の五及び第二五条の五関係）

㈣　再投資等準備金制度の創設

東日本大震災復興特別区域法の規定により同法の施行の日から平成二八年三月三一日までの間に同法の認定地方公共団体の指定を受けた法人で、その設立の日がその認定地方公共団体が作成した復興推進計画につき認定があった日以後であること等の要件を満たすものが、その指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、その認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内においてその計画に定められた産業集積事業の用に供する減価償却資産（機械装置、建物等及び構築物に限る。）の新設、増設又は更新（以下「新増設等」という。）に要する支出に充てるため、一定の金額を再投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できることとする。この準備金については、その指定の日以後一〇年を経過したものがある場合には、その一〇年を経過した日を含む事業年度以後一〇年間で均等額を取り崩して益金の額に算入する。なお、右記㈠の特別償却又は特別税額控除制度（第一七条の二及び第二五条の二）及び㈡の特別税額控除制度（第一七条の三及び第二五条の三）の適用を受ける事業年度においては、この制度を適用しない。（第一八条の三及び第二六条の三関係）

㈤　再投資設備等の特別償却制度の創設

右記㈣の再投資等準備金の金額を有する法人が、その再投資等準備金に係る特定復興産業集積区域内においてその再投資等準備金に係る産業集積事業の用に供する減価償却資産（機械装置、建物等及び構築物に限る。以下「再投資設備等」という。）の新増設等をして、その特定復興産業集積区域内においてその産業集積事業の用に供した場合には、次の⑴又は⑵の金額のうちいずれか少ない金額の特別償却ができることとする。（第一八条の四及び第二六条の四関係）

⑴　前事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額のうち、その供用年度において益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額

⑵　その再投資設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

三　相続税・贈与税関係

1　東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住期限等の特例措置等について、適用対象となる住宅用家屋の範囲に、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによってその居住の用に供することができなくなった住宅用家屋を追加することとした。（第三七条及び第三八条関係）

2　平成二三年三月一一日から平成二五年一二月三一日までの間に、その年一月一日において二〇歳以上である被災者が、自己の居住の用に供する一定の家屋の新築若しくは取得又は自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築のための資金をその直系尊属からの贈与により取得をした場合には、当該期間を通じて一、〇〇〇万円まで非課税とする措置を講ずることとした。（第三八条の二関係）

3　東日本大震災の被災者が非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合について、次の措置を講ずることとした。

㈠　認定会社が次に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該認定会社の雇用確保要件等を緩和する。（第三八条の三関係）

⑴　認定会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によって甚大な被害を受けた場合

⑵　認定会社の事業所が東日本大震災によって被害を受けたことにより当該認定会社における雇用の確保が困難となった場合

⑶　東日本大震災により認定会社の売上金額が大幅に減少した場合

㈡　認定会社が右記㈠⑴から⑶までに掲げる場合に該当する場合において、経営承継相続人等又は認定会社が経営承継期間等内に次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、猶予税額の全部又は一部を免除する。（第三八条の四関係）

⑴　経営承継相続人等が保有する認定会社の非上場株式等を経営承継相続人等と一定の関係を有する者以外の者へ一括して譲渡又は贈与をした場合

⑵　認定会社について、破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合

㈢　平成二三年三月一一日からこの法律の施行の日以後六月を経過する日までの間に相続等により会社の非上場株式等の取得をした個人が非上場株式等に係る相続税の納税猶予を受けようとする場合において、当該会社が次に掲げる場合に該当するときは、当該会社が資産保有型会社に該当してはならないこととする要件等を免除する。（第三八条の五関係）

⑴　当該会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によって甚大な被害を受けた場合

⑵　当該会社の事業所が東日本大震災によって被害を受けたことにより当該会社における雇用の確保が困難となった場合

⑶　東日本大震災により当該会社の売上金額が大幅に減少した場合

4　東日本大震災の被災者が行う相続税の延納及び物納制度の申請手続について、次に掲げる期間に国税通則法第一一条の規定により申告期限等が延長された期間を加算するとともに、当該期間のうち一定の期間を利子税及び延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない等の措置を講ずることとした。（第三八条の六及び第三八条の七関係）

㈠　納税者が申請に必要な書類の準備等に要する期間

㈡　税務署長が申請の許可又は却下に係る審査に要する期間